

各種授業料免除制度について

令和2年度より、それまで大学独自の基準で行っていた授業料免除及び入学料免除に代わり、全国一律同じ基準で行う『修学支援新制度』が実施されています。

これを受け、本学では以下4つの制度がありますので、自身が対象となる制度であるか、基準を確認し、それぞれ申込みしてください。

ただし、対象であっても必ず免除されるとは限りません。判定を行った後、支援の有無及び免除額が決定されます。

修学支援新制度

【対象】学部学生（留学生を除く）で、基準を満たす者（※1 p.3）

【概要】大学が行う授業料免除と日本学生支援機構（JASSO）が行う給付奨学金の両方が受けられる新しい制度。

JASSOに給付奨学金の申込手続きを行い、その判定結果に従って、大学側は授業料の減免を行う。

経過措置制度

【対象】・令和元年度以前入学者で、修学支援新制度へ申込みを行った者、支援が認定されている者
・令和元年度以前入学者で、高校卒業後大学入学までの期間が3年以上又は収入基準オーバーにより修学支援新制度に申込みできない者(※2 p.3)

【概要】修学支援新制度への切り替えにより、免除額の減額や免除を受けられなくなる学生に対して大学が補填して免除する制度。従来制度の授業料免除と同基準の判定を行い、修学支援新制度よりも判定結果が良かった場合、その支援額まで補填して免除する。

従来制度

【対象】留学生・大学院生

【概要】修学支援新制度の対象とならない、留学生及び大学院生のための授業料免除制度。これまでの琉球大学の授業料免除制度と同じ。

独自制度

【対象】・令和2年度以降入学者で、修学支援新制度へ申込みできない者

・令和元年度以前入学者で、修業年限超過により修学支援新制度に申込みできない者(休学期間を除き超過1年以内)

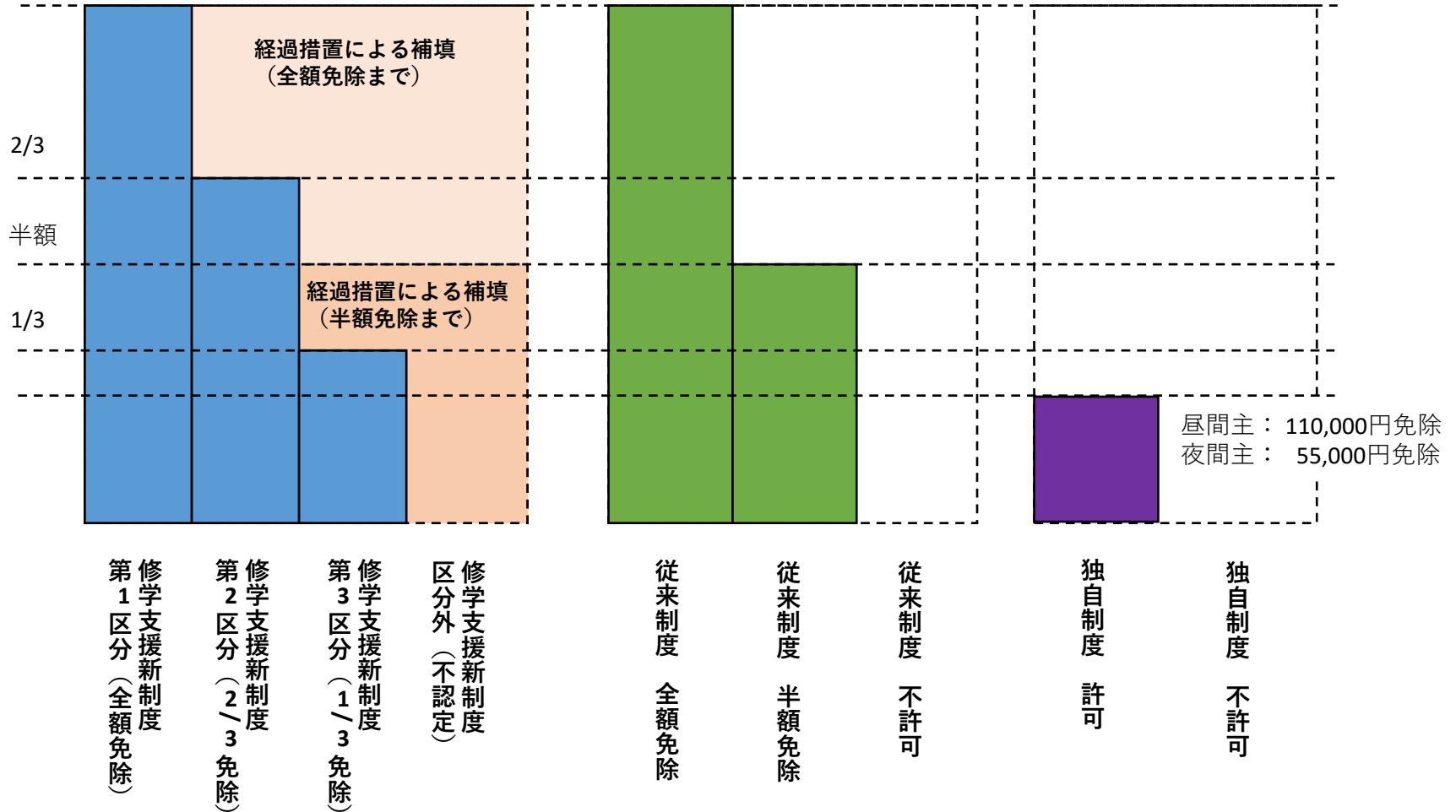
【概要】上記3制度の対象外で申込できない学生に対する支援制度。大学独自の予算の範囲で免除を行う。

上記4つの制度に関する手続きの詳細については、それぞれの学生生活支援情報HP(※3 p.3)にてご案内しています。

【イメージ図】

- 修学支援新制度による授業料免除
- 経過措置制度による授業料免除
- 従来制度による授業料免除
- 独自制度による授業料免除

全額



（※1）『修学支援新制度』の基準

- ① 国籍・在留資格等に関する基準
- ② 大学等に進学するまでの期間等に関する基準
- ③ 学業成績等に関する基準
- ④ 家計の経済状況に関する基準

詳細はJASSOのHP（URL: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/shikaku/zaigaku.html>）

（※2）『修学支援新制度』の基準を満たさない者の例

3浪以上、社会人入学、学士入学、資産基準オーバー、収入基準オーバー、
通算修得単位数が基準に満たない者、etc

上記（※1）のJASSOホームページにて各基準を確認のうえ、不明な点があれば下記連絡先へお問い合わせください。

【担当連絡先】

学生部 学生支援課 学生援護係（共通教育棟1号館1階）

電話番号：098-895-8135 E-mail: menjo-yuuyo@acs.u-ryukyu.ac.jp

（※3）手続きに関する案内は学生生活支援情報HPにて

学生生活支援情報HP: <https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/>

JASSO HP



学生生活支援
情報HP

